

岩国市オープンデータ推進ガイドライン

本ガイドラインは、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」、国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「オープンデータ基本指針」等を踏まえ、岩国市（以下、「本市」という。）においてオープンデータを推進していくに当たり、基本的な考え方や取組の方向性を示すため、策定するものである。

1 定義

オープンデータとは、「機械判読¹に適したデータ形式」で、「二次利用²が可能な利用ルール」のもと公開された「無償で利用可能」なデータを指す。

2 オープンデータ推進の意義及び目的

(1) 市政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する公共データをオープンデータとして公開することで、市政の透明性・信頼性の向上を図る。

(2) 市民参加・官民協働の推進、地域課題の解決

市民や企業、NPO 法人等（以下、「市民等」という。）によるオープンデータの利活用を通じ、市政への関心の高まりや市民参加・官民協働の実現、ひいては地域課題の解決につながる。

(3) 地域経済の活性化、市民の利便性向上

オープンデータの利活用が進むことで、市民等による新たなアイデアやサービス、ビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化や市民の利便性向上に寄与する。

(4) 行政事務の効率化

各部署が保有する公共データを積極的にオープンデータとして公開することで、職員が他部署のデータを利用して業務改善・課題解決できるほか、データ利用に関する庁内での手続等も不要になる。

また、重複して保有するデータの一元化が図られ、事務の効率化につながる。

さらに、オープンデータの取組が他の行政機関や近隣自治体等に広がることで、より効率化が進む。

3 基本原則

¹ 機械判読…コンピュータがデータを自動的に読み取り、再利用（加工、編集等）できること。

² 二次利用…データを引用・転載・加工等により利用すること。

- (1) 本市が保有する公共データは、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 可能な限り機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールのもと公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を推進する。
- (4) 取組可能なものから、順次、オープンデータ化に取り組む。
- (5) 費用対効果を考慮し、効率的に取組を進める。

4 推進体制

オープンデータは各部署が収集・保有している公共データを公開する取組であり、実施に当たっては庁内での横断的な連携が必要であることから、総合政策部デジタル推進課を推進部署とし、全庁的な体制のもと推進することとする。

5 オープンデータの推進における基本的ルール

(1) データの選定

市が保有する公共データは、積極的にオープンデータ化を図る。特に、本市公式ホームページで公開しているデータは、原則、オープンデータ化の対象とする。

ただし、基本原則の(4)及び(5)で掲げたように、各部署の業務負担や費用対効果等も考慮し、取組可能なものや市民等の利用ニーズが高いと思われるものから、順次、オープンデータ化に取り組むこととする。

なお、以下に該当するものは、オープンデータ化の対象から除く。

ア 個人情報を含むもの

イ 公開することにより個人や法人の権利利益を害するおそれのあるもの

ウ 個別法令等で利用が制限されているもの

エ 岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）において不開示情報とされるもの

オ その他、具体的かつ合理的な理由により適当でないと認められるもの

(2) データの形式等

オープンデータ化するデータは、コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータ構造とするよう努める。また、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV³形式等）とする。

³ CSV…Comma Separated Values。データ内の項目をカンマで区切ったテキスト形式のファイル。特定のアプリケーションに依存しないため、汎用性が高い。

なお、将来的には、さらに高度な利用が可能とされているデータ形式（RDF⁴形式等）での公開についても検討することとする。

(3) 利用ルールの明示

原則、データの二次利用を認める。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、国際的に広く使用されている「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁵（CC ライセンス）」を使用し、その中でも可能な限り「CC BY⁶」による公開とする。

(参考) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス一覧

		データの商用利用	
		許可する	許可しない(NC)
データの 改変	許可する	 CC BY(表示)	 CC BY-NC(表示-非営利)
	許可するが ライセンスの条件は 継承(SA)	 CC BY-SA(表示-継承)	 CC BY-NC-SA(表示-非営利-継承)
	許可しない(ND)	 CC BY-ND(表示-改変禁止)	 CC BY-NC-ND(表示-非営利-改変禁止)

(4) 第三者の著作物を含むデータの取扱い

データの全部又は一部に第三者の著作物が含まれるもの（例：市民等からの提供データや、外部業者等に委託した業務の成果物）をオープンデータとして公開する場合、その可否や利用条件等について当該第三者と協議の上、決定する。

なお、データの収集や委託契約の締結等に当たり、二次利用が可能となるよう、当該第三者と事前に調整を行うことが望ましい。

(5) 利用規約の明示

⁴ RDF…Resource Description Framework。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

⁵ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス…著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的非営利団体「クリエイティブ・コモンズ」(<https://creativecommons.jp>)が発行しているライセンス。

⁶ CC BY…6種類あるCCライセンスの中で最も自由度が高く、原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）さえ表示すれば、改変や商用利用を含めた二次利用も可能。

利用に当たっての諸条件を別途、利用規約として明示する。

特に、公開データの完全性・正確性等について保証するものではないことや、公開データを用いて生じた結果について市は責任を負わない旨、明示することとする。

(6) 公開データの拡大

利用者のニーズに基づき、公開するデータの拡大に努める。具体的には、市民等からデータの公開に関する意見・要望を本市公式ホームページ上で受け付け、随時、データを所管する部署へ伝える。所管部署は、要望のあったデータのオープンデータ化について検討を行う。

(7) 活用事例の紹介

市民等が本市のオープンデータを活用して新たなサービス等を創出し、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものと判断した場合、当該サービス等を創出した市民等の許諾を得た上で、本市公式ホームページ等で積極的に紹介する。

6 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインの内容は、今後のオープンデータに関する動向や技術の進展等を踏まえ、随時、改訂を行うこととする。

附 則

このガイドラインは、平成31年3月7日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。